

井原市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する競争入札の方法により契約を締結しようとする建設工事について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札の対象となる工事は、競争入札に付する土木一式工事及び建築一式工事のうち、1件の予定価格（消費税額及び地方消費税の額を含む）が5,000,000円以上の工事とする。

(入札の公告等)

第3条 市長は郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、井原市財務規則（昭和39年井原市規則第8号）第100条の規定により次の各号に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 井原市制限付一般競争入札実施要領（平成19年8月1日施行。以下「制限付一般競争入札実施要領」という。）に定める制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」）において郵便入札を行うときは、本市のホームページに掲載して閲覧に供するものとし、指名競争入札で行うときには、前項各号に規定する事項を井原市入札執行事務処理要領（平成13年4月1日施行）第3条に定める指名競争入札通知書に記載するものとする。

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

(入札書等の郵送)

第5条 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、次に定める入札書等を、井原郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、指定する到着期限までに到着するよう郵送しなければならない。

- 2 入札書は、必要事項を記入し、記名押印（押印はあらかじめ使用印として本市に届け出た印判に限る。）した上で、入札用封筒（長3封筒）に封入し、郵送用封筒（角2封筒）に井原市の指定する様式にて、入札書に対応する入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）とともに封入するものとする。
- 3 入札書用封筒及び郵送用封筒の表面には、入札参加者名、工事名、開札日等を記入する用紙（様式第1号、様式第2号）を貼り付けし、様式第3号に定めるところにより2箇所を封印するものとする。また、様式第4号に定める裏面の上下2箇所を封印するものとする。
- 4 郵便入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、第1項の到着期限までに入札辞退届を契約担当課へ持参しなければならない。
- 5 郵送した入札書並びに内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札書の保管等)

第6条 市長は、入札書等が到着したときは、開札日時まで契約担当課において厳重に保管するものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札者の記名押印のない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した場合
- (6) 第5条に規定する郵送方法によらない入札
- (7) 入札書用封筒並びに郵送用封筒記載の件名、差出人名及び同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
- (8) 入札書用封筒並びに郵送用封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
- (9) 入札書が指定する到着期限を過ぎて到着した入札
- (10) 内訳書が郵便用封筒に同封されていない入札
- (11) 内訳書の合計金額と入札書に記載された入札価格が異なるなど内訳書の内容に不備がある入札
- (12) 予定価格を事前公表したとき、その予定価格を上回った入札
- (13) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札の立会い)

第8条 市長は郵便入札による制限付一般競争入札又は指名競争入札を行うときには、当該工事に係る入札参加者のうち開札の立会人を2名選任し、立会人選任通知書(様式第5号)を交付することとする。

2 前項の立会人は、次表左欄の入札参加業者数の区分に従い、制限付一般競争入札実施要領第6条の規定による参加申請書の受付順位が右欄の数字に該当する者を選任する。

入札参加業者数	受付順位
3 ~ 5	2、3
6 ~ 10	4、5
11 ~ 15	6、10
15 以上	7、12

3 立会いは、選任された入札参加者又はこの者から委任を受けた代理人が行うこととし、代理人が立会うときは、立会人委任状(様式第6号)を提出するものとする。

4 開札日時になっても立会人が2名とも参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名が立会うこととする。

5 立会人は、開札時に、次の各号の事項を含む入札執行の公平性について確認するものとする。

- (1) 入札書・内訳書と送付された封筒について
- (2) 封筒の封緘について

(3) 開札の状況、落札札及び無効札等について

- 6 立会人は、開札終了後、入札経過確認書（様式第7条）に署名・押印する。
- 7 立会人は、この入札で知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 指名競争入札を行うときには、立会人の選任方法は別に定める。この場合において、第1項から第7項まで（第2項は除く。）の規定を準用する。

（開札）

第9条 開札は、第3条第1項の公告又は指名競争入札通知書に記載した日時及び場所で行うものとする。

- 2 開札は公開する。
- 3 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、改めて当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、立会人2人が落札となるべき同価格の入札者である場合は、その場で当該立会人がくじを引くこととする。
- 4 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の延期、中止及び取消し）

第10条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができるものとし、速やかに当該入札参加者に通知するものとする。

（入札結果の通知）

第11条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。